日金協発第２０－１５７号
平成２１年　３月２３日

株式会社Ｊファクター
代表取締役　神岡　武史 殿
（日本貸金業協会会員第００２６３９号）

日本貸金業協会
会長　小杉　俊二

会員権の消滅について（通知）

貴社は、関東財務局より平成２１年３月１６日付で、貸金業法第２４条の６の５第１項第１号の規定に基づき、登録取消し処分を受けました。

これに伴い、貴社は同日付で定款第９条第２項第２号の規定により協会員たる資格を失ったので、定款の施行に関する規則第１１条第２項の規定によりその旨通知します。

以上